

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第十四条の十一の八 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の十一の九の三 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

(貸借対照表等の公告等)

第十九条 「略」

2 「略」

3 法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

〔4ゝ6 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の十一の九の三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

(貸借対照表等の公告等)

第十九条 「同上」

2 「同上」

3 法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

〔4ゝ6 同上〕

7 法第二十条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔8・9 略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

7 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

〔8・9 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の二の九の三 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十三 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の二の九の三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十三 「同上」

めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

[2・3 略]

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の六十三の三十一 準用金融商品取引法第三十四条の二  
第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融  
商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。  
)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七  
条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において  
同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものと  
する。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

[2・3 略]

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

[2・3 同上]

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の六十三の三十一 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

[2・3 同上]

<p>(情報通信の技術を利用した同意の取得)</p> <p>第三十四条の六十三の三十四 準用金融商品取引法第三十四条の十二項 (準用金融商品取引法第三十四条の三第三項 (準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</p> <p>規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(情報通信の技術を利用した同意の取得)</p> <p>第三十四条の六十三の三十四 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	